

『図説建築法規』第3版第1刷 正誤表

(1) 83頁1行目「c) 竪穴区画」の表を下記に改める。

	防火区画する部分	制限内容	制限を除外するもの
竪穴区画	主要構造部を準耐火構造とした建築物又は令第136条の2第1号ロ(延焼防止建築物)・第2号ロ(準延焼防止建築物)に適合する建築物で、地階又は3階以上に居室のある建築物(第11項)	階数 ≥ 2 の住戸(メゾネット式)の部分・吹抜き部分・階段の部分・昇降機の昇降路の部分・ダクトスペースの部分等と、その他の部分を準耐火構造の床・壁・防火設備で区画する	① 避難階の直上階又は直下階のみに通じる吹抜き部分・階段部分等で内装(下地含む)を不燃材料で造ったもの ② 階数が ≤ 3 で延べ面積 ≤ 200 m ² の一戸建住宅又は長屋・共同住宅の住戸の内で階数 ≤ 3 で床面積の合計200 m ² 以内の吹抜き・階段部分等
	3階を病院、診療所(患者の収容施設があるもの)、児童福祉施設等(入所する者の寝室があるもの)に供する建築物のうち、階数=3で延べ面積 < 200 m ² の建築物(第12項)	竪穴部分については、当該竪穴部分以外の部分と間仕切壁又は防火設備で区画する <u>①居室、倉庫等にスプリンクラー設備等を設けた竪穴部分には、10分間防火設備(10分間遮炎性能)を設置することができる</u> <u>②上記①以外の竪穴部分では、防火設備(20分間遮炎性能)の設置する</u>	
	児童福祉施設等(上記以外{通所用途}、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎に供する建築物のうち、階数=3で延べ面積 < 200 m ² (第11項に規定するものを除く)の建築物(第13項)	竪穴部分については、当該竪穴部分以外の部分と間仕切壁又は戸(ふすま・障子等は除く)で区画する	

*第12項及び第13項の規定は、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物として、国土交通大臣が定める竪穴部分には適用しない。

(第 15 項)

	頁・行	誤	正
(2)	85 頁 16 行目	(表 6)	(表 7)
(3)	144 頁表 11 欄外	注)・・・準耐火建築物：準耐火建築物・準延焼防止建築物	注)・・・ <u>準耐火建築物等</u> ：準耐火建築物・準延焼防止建築物
(4)	144 頁 1 行目	イ 第 1 種・第 2 種住居、・・・耐火建築物等及び準耐火建築物	イ 第 1 種・第 2 種住居、・・・耐火建築物等及び <u>準耐火建築物等</u>
(5)	145 頁 9 行目	・・・全建築物が耐火建築物であるときは、・・・	・・・全建築物が <u>耐火建築物等</u> であるときは、・・・
(6)	162 頁 4 行目	・・・都市計画法第 9 条第 20 項・・・	・・・ <u>都市計画法第 9 条第 21 項</u> ・・・